

林務部改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大北森林組合の補助金不適正受給等の事案を踏まえ、県が取り組む事項に関して、専門的かつ客観的な観点から指導及び助言等を行うことを目的として、林務部改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項に関する取組を行うものとする。

- (1) 大北森林組合の補助金不適正受給等の事案に関する県の調査等の検証
- (2) 補助金不適正受給等の再発防止に関する県の取組に対する指導及び助言
- (3) その他大北森林組合の補助金不適正受給等の事案を受けた県の取組に対する指導及び助言
- (4) 林務部の意識改革、組織風土改革、仕事改革に対する指導及び助言

(組織)

第3条 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。

- 2 委員会は委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員の補助を行うため、委員補助員を置くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から互選する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、林務部森林政策課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。